



特集

シンフォニー
Symphony

コロナ禍を生きる

～新たなライフスタイルと男女共同参画の取組～



今回のシンフォニーでは、新型コロナウイルス感染症の流行下における男女共同参画の状況と今後の取組について、With You さいたま（正式名称、埼玉県男女共同参画推進センター）の皆さんにお話をうかがいました。



ウィズ ユー
With You さいたま



相談担当課長
(相談事業・DV防止啓発事業等)

事業担当課長
(講座・研修事業等)

お2人にインタビュー



○感染症流行下における状況の変化

- ・相談件数の総数が増加し、特にDV*に関する相談が増加
- ・多業種にわたる雇用状況の悪化などにより、女性の経済的な問題がさらに表面化

○今後重要視する取組

- ・若い世代に対する啓発
- ・男性に対する支援

*ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のこと。



一県民の方からの相談状況にどのような変化がありますか。

相談担当 令和元年度と、令和2年度を比較すると、相談件数は1,347件（16.1%）増加しました。最も件数の多い項目は家族や親族に関する相談ですが、特に増加した項目はDVで、そのほか、こころや生き方に関する相談も増加しています。傾向として、精神的や経済的な不安や、体調に関する不安が増えています。感染症拡大の影響である

かは必ずしも断定できませんが、今まで自覚していなかった問題や潜んでいた不安が、感染症拡大に伴う生活の変化などをきっかけに顕在化したのだろうと考えられます。

一男女共同参画に関する状況について、変化はありましたか。

事業担当 女性の経済的な問題について、より注目されるようになったと感じます。この問題は



特集 コロナ禍を生きる

～新たなライフスタイルと男女共同参画の取組～



以前から存在しましたが、感染症拡大をきっかけに、強く認識されるようになりました。「男性は仕事、女性は家庭」という旧来の意識が依然として残っていることが、女性の非正規労働者が多い一因となっていると考えられ、この現状を改善する必要があります。さらに、多業種にわたり雇用状況が悪化したことにより、労働者に流動性のあるパートタイムなどの求人も減り、新たな就職先が見つかりにくい状況にあると思われます。

一センターでは、これらの問題を解決、防止するためにどのようなことに取り組んでいますか。

相談担当 当センターでは電話相談、面接相談やインターネット相談を行っています。また、法律相談などの専門相談も行うほか、必要に応じて他機関の相談窓口を案内しています。DV防止の啓発としては、中学校、高校、大学を対象に「デートDV防止講座」を実施しています。

事業担当 経済的な問題については、問題を抱えている人の悩みを聞き、ご本人が解決の方法を明確化できるようになるまでの支援を行っています。具体的に就職活動などを開始する段階からは、女性キャリアセンターが支援を行っています。

そのほか、**県政出前講座**において、男女共同参画に関するさまざまな講座を行っています。それぞれの問題は、まずそれが問題であると気づくことが大切ですので、その知識を得てもらうことに力を入れています。

一感染症流行下や今後の男女共同参画の推進に向けて、どのような取組みが重要であると考えますか。

事業担当 家庭でも職場でも、皆が協力し合えるように男女共同参画が推進されることが必要です。例えば、男性の育児休業の取得に対して嫌悪感を示す職場があった場合、皆がその風潮に染まらないように、センターでは**特に若い世代に対する啓発**を一層進めていくことが重要だと考えています。社会人になる前に、そうした意識を身に付けてもらおうという観点です。もちろん、職場の場合は経営者や幹部などに考え方を覚えてもらうことも必要ですが、今の組織風土は正しいのか疑問に思う人が増えれば、社会は変わっていくはずです。

相談担当 埼玉県では全国の自治体に先がけて平成12年（2000年）に「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、その2年後に当センターを開設しました。当センターは女性の地位の向上の視点から、女性への支援を中心に行ってきましたが、男女共同参画を進めるために**男性に対する支援**も進めていきたいと考えています。男性からの相談件数が増加していることから、男性の臨床心理士による「男性のための電話相談」を行っています。利用者は増加傾向にあります。また、若年世代に対するDV防止の啓発を継続的に行うことも重要だと考えています。

事業担当 センターでは、**メンズプロジェクト事業**を展開しています。男性にとっての男女共同参画の必要性を広めるために立ち上げたもので、男性が抱える困難や課題などをテーマとした講演会を開催しています。興味や関心がある人は、性別にかかわらず、どなたでも受講することができます。

一社会における男女共同参画の意義は何でしょうか。

事業担当 わたしたちが社会で協力し合いながら生きていくために、男女共同参画の視点はとても大切なことです。生きることと働くことは切り離せないものであり、働き方が家庭生活にも大きく影響しますので、**働くことについて男女共同参画の視点で考える**ことも、とても重要です。また、男女共同参画の推進は人権の尊重とも密接な関係にあります。これからの社会を築く若い世代に、男女共同参画の考え方を受け継いでいけたら良いと考えています。

取材後記

センターの方にお話をうかがい、感染症拡大による社会や生活の変化などがきっかけとなって、従来からの問題がより強く認識されるようになったことを改めて感じました。

本市でも男女共同参画社会の推進に向けて、市民向けセミナーや出前講座等の啓発事業を実施しています。相談も受け付けておりますので、お困りのことやお悩みのことがある方は、ぜひ人権推進課（市役所2階 ☎048-594-5506）までご相談ください。

ウィズ ユー
With You さいたま
 埼玉県男女共同参画推進センター



With You さいたま
 ホテルプリランテ武蔵野3・4F
 さいたま新都心駅から徒歩5分
 北与野駅から徒歩6分

埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、平成14年（2002年）に開設されました。県の男女共同参画施策を実施し、県民や市町村への男女共同参画の支援に関するさまざまな取組をしています。

さいたま市中央区
 新都心2-2

開館日時 月～土 9:30～21:00

日・祝 9:30～17:30

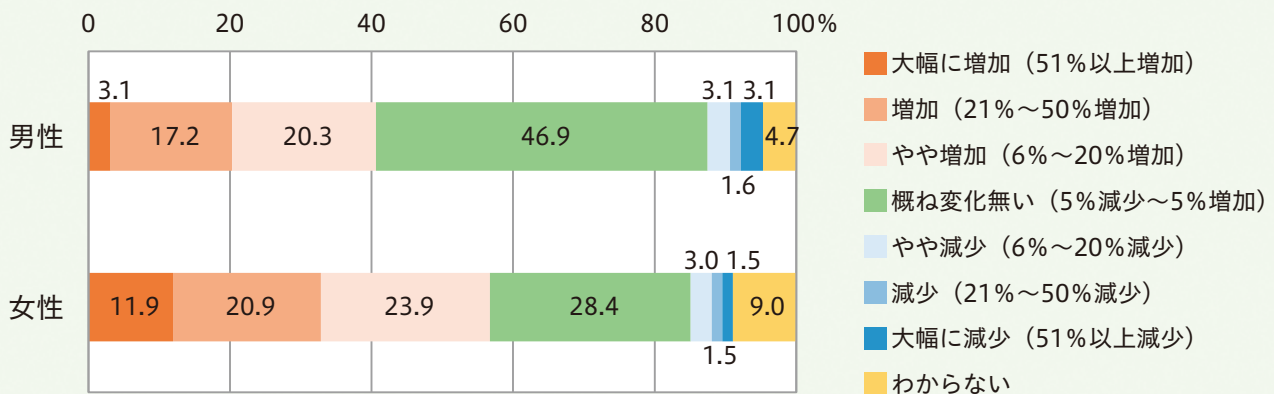
休館日 年末年始、第3木曜日

新型コロナウイルス感染症の影響下における家庭の状況（令和3年4～5月 埼玉県）

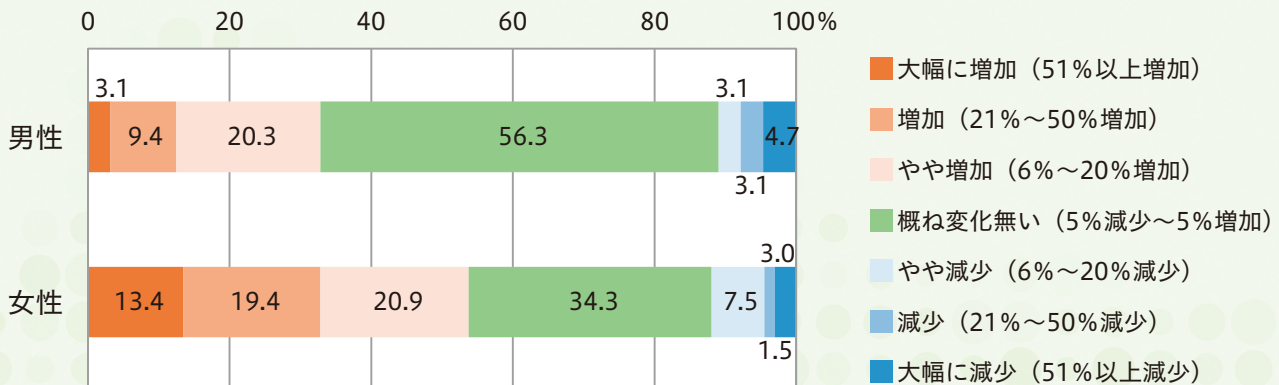
内閣府が実施した調査によると、家庭の状況は感染症の拡大前と比べて次のような変化が見られました。グラフは埼玉県民について集計したのですが、全国でも同様の傾向が見られました。感染症防止対策などによる働き方の変化が要因の一つと考えられます。

「家族と過ごす時間」と「家事・育児に費やす時間」は、男女ともに、減少した人の割合よりも増加した人の割合が高い。特に、女性では増加傾向にあった人の割合が高い。

感染症拡大前(2019年12月)と比べて、家族と過ごす時間はどのように変化しましたか。



感染症拡大前(2019年12月)と比べて、家事・育児に費やす時間はどのように変化しましたか。



<データ引用> 「第3回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
 (令和3年4～5月内閣府実施)



相談窓口等については裏面にご案内があります。

相談窓口のお知らせ

女性相談

市の人権推進課では、様々な悩みを持つ女性を対象として、女性相談員による相談を実施しています。

【相談日時】 毎月第1・3水曜日、第2月曜日 10:00~16:00

【相談方法】 対面、電話 または オンライン

【予 約】 電子申請 または 電話 (048-594-5506)



男性のための電話相談

With Youさいたま相談室では、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

【相談日時】 毎月第3日曜日 11:00~15:00

【電 話】 048-601-2175



DVに関する電話相談

各機関では、DVに関する電話相談窓口を設けています。

埼玉県婦人相談センター

【相談日時】 月~土曜日 9:30~20:30、日曜日・祝日 9:30~17:00

【電 話】 048-863-6060

埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)相談室

【相談日時】 月~土曜日 10:00~20:30 (日曜日、祝日、第3木曜日、年末年始を除く。)

【電 話】 048-600-3800

内閣府「DV相談+(プラス)」

【相談日時】 電話・メール24時間、チャット 12:00~22:00

【電 話】 0120-279-889

日本司法支援センター犯罪被害者支援ダイヤル「法テラス」

【相談日時】 月~金曜日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00 (祝日を除く。)

【電 話】 0570-079-714



性暴力に関するSNS相談「Cure Time(キュアタイム)」

内閣府では、性暴力に関する相談をSNS(チャット)で実施しています。

【相談日時】 月、水、土曜日 17:00~21:00 (年末年始を除く。)



シンフォニーとは

「シンフォニー」とは交響曲のこと。いろいろな楽器が響き合って一つの曲を奏でるように、男女が力を出しあって、調和のとれた男女共同参画社会を創造できるようにと名づけられたものです。バックナンバーはこちら▶



生理用品を配布しています

配布内容 生理用品(昼用10枚×3パック)
※原則、1家庭につき1セット

場 所 北本市役所2階 人権推進課窓口
月~金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30~17:15

編集協力員募集

「シンフォニー」は市民の編集協力員が企画・編集しています。あなたもシンフォニーをいっしょにつくってみませんか?興味のある方は、人権推進課までお問合せください。

シンフォニー

第28号2022年1月発行

〈企画・編集〉 男女共同参画情報紙「シンフォニー」編集協力員
石原 徹也・小林 聡子・平子 英二・邨山 真理

〈発 行〉 北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当
〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
TEL:048-591-1111(代表) FAX:048-592-5997